

行橋市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39単位	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349単位	(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	÷ 30.4日	77単位	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727単位	(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	÷ 30.4日	123単位	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(-) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(-) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A3	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A4	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算			

※	改定
	新規
	廃止

行橋市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位				
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき			
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	1日につき			
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき			
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	1日につき			
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき			
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	1日につき			
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	1回につき			
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179		
A2 2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位		220		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位		163		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき		
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき		
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき		
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2			
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2			
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2			
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算			1月につき
A3 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A4 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2 6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算		1月につき		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算				
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算				
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算				
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算			

②生活援助(Ⅰ)(訪問型独自サービスⅠ/2)、生活援助(Ⅱ)(訪問型独自サービスⅡ/2)、生活援助(Ⅲ)(訪問型独自サービスⅢ/2)
※生活援助のみのサービス

※ 廃止 ※

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A2 1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,125	1月につき	
A2 2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	÷ 30.4日	37	1日につき	
A2 1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合		2,025	1月につき	
A2 2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	÷ 30.4日	67	1日につき	
A2 1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,150	1月につき	
A2 2331	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合	÷ 30.4日	104	1日につき	
A2 2421	訪問型独自サービス/221	訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		225	1回につき	
A2 2521	訪問型独自サービス/222	訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで		225		
A2 2631	訪問型独自サービス/223	訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで		225		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算			200単位加算	200	
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算		
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	